平成２３年（フ）第３３７４号
札幌市豊平区月寒西１条３丁目３番１―1003号
債務者　遠藤ユリエ
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３８６号
札幌市東区北22条東３丁目１番25号　みかほハウス15号
債務者　山木さとい
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３９３号
札幌市西区琴似２条６丁目１番35―113号
債務者　星　　元一
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０７号
三重県松阪市鎌田町428番地
債務者　伊藤　佳史
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第１０８号
三重県松阪市鎌田町428番地
債務者　伊藤　若奈
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第１６２９号
京都府八幡市男山笹谷５番地―D14―204
債務者　田村　一男
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６６４号
京都市伏見区桃山町大島１番地４　桃山南団地45棟105号
債務者　櫻井　眞三
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６６５号
京都市伏見区桃山町大島１番地４　桃山南団地45棟105号
債務者　櫻井　正子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７４０号
京都市伏見区景勝町３番地５
債務者　竹野　初江
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７７６号
京都市山科区西野山百々町242番地12　インサイトコート西野山203号室、住民票上の住所京都市山科区大宅沢町227番地
債務者　辻　　敏晴
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８１５号
京都市西京区松尾大利町101番地１　サンリーベプラザ405
債務者　川田　彩水
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８２１号
京都市中京区高倉通錦小路上る貝屋町558番地１　シャトー田中３Ｂ
債務者　下坂真智子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８２９号
京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅石田大受団地９―506
債務者　灘　千代子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５８号
京都府舞鶴市北浜町３番地４―205号
債務者　吉野喜代一
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第１７１１号
堺市中区深井清水町3601　横田コーポⅡ106号、住民票上の住所堺市中区深井水池町3237番地１　レヂデンスレイク深井207号
債務者　藤井由香里（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９５４号
大阪府松原市天美南３丁目14番14―203号
債務者　野村　良一
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２７７号
大阪府藤井寺市沢田１―26―28　マリエール302号室、住民票上の住所大阪府藤井寺市小山９丁目22番１号
債務者　黒田　　明
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係